

令和2年2月10日

## 【照会先】

広島労働局職業安定部職業安定課

課長 境 孝士

地方労働市場情報官 濱元 富夫

(電話) 082(502)7831

## 日鉄日新製鋼（株）呉製鉄所の設備休止の発表を受けて特別相談窓口を設置 －雇用維持に向けた支援や離職を余儀なくされる方々の再就職を積極的に支援－

広島労働局（局長：中山 明広）では、日鉄日新製鋼（株）呉製鉄所が令和5年上期を目途に全設備を休止する旨の発表を受けて、雇用維持に向けた支援や離職を余儀なくされる方々の再就職を積極的に支援するために、2月12日付でハローワーク呉をはじめ局内すべてのハローワークに特別相談窓口を設置し、従業員や事業所からの雇用に関する相談を行います。

特別相談窓口一覧

ハローワーク	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
広島	〒730-8513 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082(223)8609	広島市のうち中区、西区、安佐南区、佐伯区（杉並台、湯来町を除く）
広島西条	〒739-0041 東広島市西条町寺家6479-1	082(422)8609	東広島市
竹原	〒725-0026 竹原市中央5-2-11	0846(22)8609	竹原市 豊田郡
呉	〒737-8609 呉市西中央1-5-2	0823(25)8609	呉市 江田島市
尾道	〒722-0026 尾道市栗原西2-7-10	0848(23)8609	尾道市 世羅郡
福山	〒720-8609 福山市東桜町3-12	084(923)8609	福山市
三原	〒723-0004 三原市館町1-6-10	0848(64)8609	三原市
三次	〒728-0013 三次市十日市東3-4-6	0824(62)8609	三次市
安芸高田	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田1814-5	0826(42)0605	安芸高田市
庄原	〒727-0012 庄原市中本町1-20-1	0824(72)1197	庄原市
可部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-3-36	082(815)8609	広島市のうち安佐北区 山県郡
府中	〒726-0005 府中市府中町188-2	0847(43)8609	府中市 神石郡
広島東	〒732-0051 広島市東区光が丘13-7	082(264)8609	広島市のうち東区、南区、安芸区 安芸郡
廿日市	〒738-0033 廿日市市串戸4-9-32	0829(32)8609	廿日市市 広島市佐伯区のうち杉並台、湯来町
大竹	〒739-0614 大竹市白石1-18-16	0827(52)8609	大竹市

※雇用維持（雇用調整助成金）に関する相談で、ハローワーク広島、広島東管内の方は広島労働局職業安定部職業対策課にご相談ください。 〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階 TEL 082-502-7832

## 雇用の維持を図る事業主を支援します

# 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

### ◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

### ◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上(\*)増加していないこと。  
\* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

### ◆受給手続き◆(裏面イメージ参照)

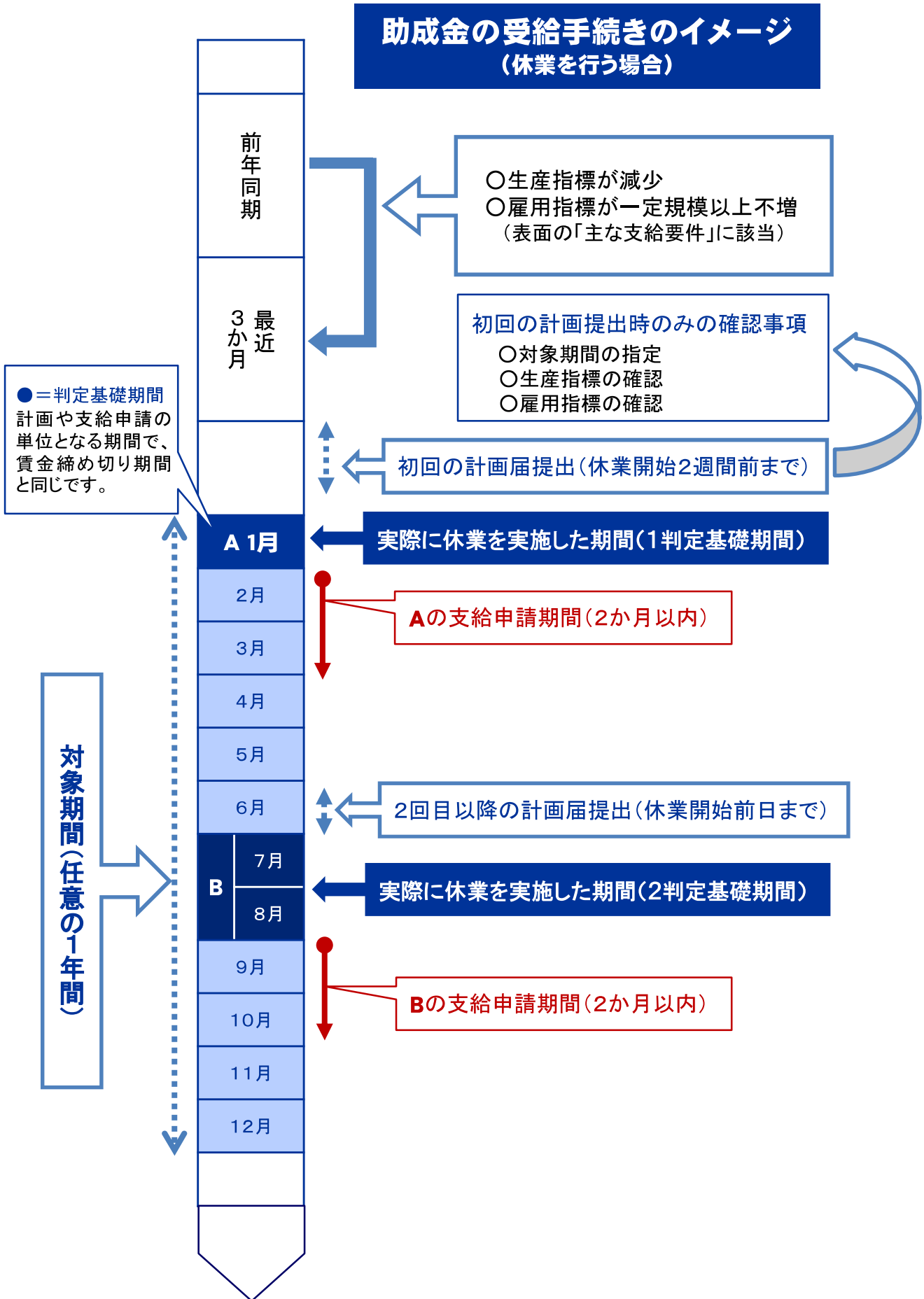
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐりに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人あたり 8,335円が上限です。(令和元年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



## 助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。